

栃木県カワウ管理指針(改定案)に対する提出意見及びそれに対する県の考え方

栃木県環境森林部自然環境課

1 パブリック・コメント結果

- (1) パブリック・コメント期間 平成30(2018)年12月26日～平成31(2019)年1月25日
- (2) 意見提出者数 1人
- (3) 意見総数 1件

2 提出意見の内容及びそれに対する県の考え方

項目	意見の内容	回答
計画全体に関すること	<p>県内で漁協の運営に携わるものです。</p> <p>当漁協が管理する河川においては、カワウによる食害に加え魚の警戒心が高まることに起因する釣獲不振が発生しており、漁協の経営に著しい影響を与えております。</p> <p>現在、組合員が調査や追い払いを行い、猟友会と連携して捕獲駆除を行っていますが、なかなか被害が減らない状況です。</p> <p>被害を抑えるために、本指針をもとに最新技術を導入したカワウ対策や分布管理の普及啓発等の対策を進めていただきたいと思います。</p> <p>また、県内における対策だけでは、近県からの流入を阻止することは難しいため、関東カワウ協議会等の枠組みを活用した一斉追い払い等の広域的な取組の継続も併せてお願いいたします。</p>	<p>改定後の指針に基づき、引き続き、関東カワウ広域協議会と連携しながら、関係者協働のもとで、カワウ対策に総合的に取り組んで参ります。</p>